

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）について

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）は、建設労働者の雇用の改善、技能の向上をめざす中小建設事業主や中小建設事業主団体を支援する制度であり、建設業における若年労働者を確保・育成し、技能承継を図り、建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的とされる、中小建設事業主にとっては大変メリットのある助成金制度です。

1. 対象となる建設事業主

(1) 建設労働者を雇用して建設事業を行っていること。

(2) 中小建設事業主であること

資本金若しくは出資総額が3億円以下、または常用労働者数が300人以下

(※女性建設労働者の場合は、中小建設事業主以外の建設事業主でもよい。)

(3) 雇用保険料率12/1000（平成30年度）の適用を受ける事業主。

(4) 受講者が雇用保険の被保険者であること。

注意：事業主本人や同居の親族は対象外です。

2. 建設業とは

建設業とは、元請・下請を問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいい、次の28業種にわかれています。

1	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
2	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
3	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業
4	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
5	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
6	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
7	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
8	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
9	管工事業	19	内装仕上工事業		
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

3. 助成金の対象となる技能実習（弊協会・事務所で開催している技能講習等のみ）

(1) 労働安全衛生法で定められている特別教育

- ・ 5トン未満クレーン運転特別教育
- ・ アーク溶接特別教育
- ・ 高圧・特別高圧電気取扱特別教育
- ・ 低圧電気取扱特別教育
- ・ 足場組立等に係る特別教育

(2) 労働安全衛生法で定められている技能講習

- ・ 床上操作式クレーン運転技能講習（つり上げ荷重5トン以上）
- ・ 小型移動式クレーン運転技能講習（つり上げ荷重1トン以上5トン未満）
- ・ ガス溶接技能講習
- ・ 玉掛け技能講習
- ・ 高所作業車運転技能講習（作業床高さ10m以上）

4. 助成金額の内容

(1) 経費助成金額（受講料及びテキスト代に対する助成）

技能実習の実施に要した実費相当額について次の割合

【雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主】

支給対象費用の $3/4 < 9/10 >$

【雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主】

35歳未満 支給対象費用の $7/10 < 17/20 >$

35歳以上 支給対象費用の $9/20 < 3/5 >$

【中小建設事業主以外の建設事業主】

※ 女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る

支給対象費用の $3/5 < 3/4 >$

但し、1人当りの限度額は10万円、受講料にかかる消費税額は、助成の対象外となる。
助成額は、100円未満切り捨てとなる。

※ $<>$ 内は生産性要件を満たした場合の支給額です。3ページを参照のこと。

(2) 賃金助成金額（賃金の一部を助成）

【雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主】

一人当たり日額7,600円 $< 9,600円 >$

【雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主】

一人当たり日額6,650円 $< 8,400円 >$

に受講させた日数を乗じて得た額。但し、20日分が限度。

助成額は、100円未満切り捨てとなる。

※ $<>$ 内は生産性要件を満たした場合の支給額です。3ページを参照のこと。

(3) 1事業所あたり経費助成・賃金助成あわせて500万円まで。

5. 助成金申請に必要な書類と申請期間

「支給申請」を講習修了日の翌日から起算して原則2カ月以内に提出する。

支給申請書類は、協会にご連絡頂きましたら講習修了後に郵送します。

6. 支給申請書提出場所

①兵庫県内 1) 兵庫労働局 職業安定部職業対策課（ハローワーク助成金デスク）

神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル5階

TEL 078-221-5440

2) 所轄の公共職業安定所（ハローワーク）

但し、取扱いをしていない公共職業安定所がありますので、電話確認をして下さい。

②兵庫県以外 各都道府県労働局助成金窓口